

平成20年 9 月宮崎県定例県議会

## 厚生常任委員会会議録

平成20年 9 月29～30日

場 所 第1委員会室

平成20年9月29日（月曜日）

---

午前10時0分開会

---

会議に付託された議案等

- 議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
- 請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める請願
- 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査
- その他報告事項
  - ・「DV対策宮崎県基本計画」の改訂について
  - ・三笠フーズ事故米不正流通事案について
  - ・宮崎大学医学部定員増の認可について

---

出席委員（9人）

委員	長	権藤梅義
副委員	長	山下博三
委員		緒嶋雅晃
委員		徳重忠夫
委員		丸山裕次郎
委員		横田照夫
委員		高橋透
委員		西村賢
委員		前屋敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のため出席した者

病院局

病院局長	甲斐景早文
病院局次長 兼経営管理課長	梅原誠史
県立宮崎病院長	豊田清一
県立日南病院長	長田幸夫
県立延岡病院長	楠元志都生
県立富養園長代理	小川泰洋

福祉保健部

福祉保健部長	宮本尊
福祉保健部次長 （福祉担当）	野田俊雄
福祉保健部次長 （保健・医療担当）	宮脇和寛
こども政策局長	山田敏代
部参事兼福祉保健課長	畝原光男
医療薬務課長	高屋道博
薬務対策監	串間奉文
国保・援護課長	江口勝一郎
長寿介護課長	大重裕美
障害福祉課長	村岡精二
障害福祉課部副参事	杉本隆史
衛生管理課長	川畑芳廣
健康増進課長	相馬宏敏
こども政策課長	佐藤健司
こども家庭課長	舟田美揮子

---

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐哲也
総務課主任主事	児玉直樹

---

○権藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付をいたしております日程案のとおり

でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**権藤委員長** それでは、そのように決定いたします。

部局ごとに議案等の説明及び質疑を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、公営企業会計決算の審査についてであります。今回付託を受けました議案第14号につきましては、議会運営委員会の申し合わせにより、閉会中の継続審査となります。そこで、閉会中の審査の日程についてであります。本来は、今定例会の審査終了後にお諮りすべきであります。しかし、本日の審査のあり方にもかかわってまいりますので、この際、閉会中の日程につきましてもお諮りしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**権藤委員長** それでは、決算審査の日程につきましては、お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**権藤委員長** それでは、そのように決定いたします。なお、議案第14号は、ただいま決定しました日程で細かな審査を行いますので、本日の委員会におきましては、執行部からの説明は概要にとどめることとし、質疑も特に今回行う必要があるものに限っていただきますようお願いいたします。

それから、執行部の不在についての御了承のお願いであります。健康増進課の古家福祉保健部副参事が病氣療養のため、欠席する旨の不在届が提出されておりますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いた

します。

午前10時2分休憩

---

午前10時4分再開

○**権藤委員長** 委員会を再開いたします。

まず、冒頭であります。委員会の傍聴を希望しておられる方がおられますので、お諮りをいたします。宮崎市の田原 実さんから、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。議会運営委員会の確認決定事項に基づきまして許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**権藤委員長** それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

まず、傍聴される方をお願いをいたします。傍聴人は、受け付けの際にお渡しいたしました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。以上が傍聴人へのお願いであります。

それでは、本委員会に付託されました議案の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○**甲斐病院局長** それでは、当委員会に御審議をお願いいたしております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の「平成20年9月定例県議会の提出議案」をごらんいただきたいと存じます。表紙をめくっていただきますと目次に17の議案がございます。下のほうでございます。議案第14号「平成19年度宮崎県立病院事業会計決算の認定

について」の1議案でございまして、41ページをごらんいただきたいと存じます。

これは、平成19年度宮崎県立病院事業会計の決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すものであります。詳細につきましては、後ほど次長から説明をいたさせますが、県立病院事業につきましては、平成18年4月に、地方公営企業法の規程の全部を適用いたしまして、また18年8月には中期経営計画を策定いたしました。これによりまして、病院事業の経営健全化をより一層進めるとともに、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供することに努めてきたところでございます。19年度につきましても、中期経営計画の2年目として、18年度に引き続き、収益の確保、費用削減の両面におきましてさまざまな取り組みを行ってまいりました。

その結果、収益につきましては、診療単価のアップを図ることができたこと等により、入院・外来収益ともに増加いたしまして、前年度に比べ13億8,900万円余の増加となりました。一方、費用につきましては、患者数の増等により、材料費が増加したこと等により、昨年度に比べまして3億4,400万円余の増加となりました。この結果、収益から費用を差し引いた収支差は6億6,600万円余の純損失となります。これは前年度に比べますと10億4,500万円余の改善でありまして、中期経営計画の目標値と比較いたしましても、7億4,500万円余の赤字圧縮となります。

このように、県立病院事業の19年度決算につきましては、中期経営計画の2年目として、おおむね順調に経営改善を進めることができたものと考えておりますが、平成20年度につきましても、引き続き、病院局職員が一丸となって、

さらなる改善に向け、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、引き続き御指導、御支援を賜りたいと存じます。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**○梅原病院局次長兼経営管理課長** それでは、議案第14号平成19年度県立病院事業会計決算について御説明を申し上げます。関係する資料といたしましては、ただいまの白表紙の議案のほか、県立病院事業決算資料、公営企業決算審査意見書がございしますが、本日の説明につきましては、お手元に別冊で配付をさせていただいております厚生常任委員会別冊資料で御説明をさせていただきます。

それでは、別冊の県立病院事業会計決算審査資料の1ページをごらんください。まず、決算のポイントとしてまとめております。1番の総括(1)でございます。全体収支でございますが、6億6,600万円余の赤字となりました。しかしながら、下のぼつにありますように、前年度比で10億4,500万円の改善、さらに中期経営計画に比べまして7億4,500万円の改善ということで、2年連続で中期経営計画の目標を大きく上回る改善を達成したところでございます。

次に、(2)でございます。収益の部でございますが、診療単価のアップ等により入院・外来収益ともに増加し、前年度比で13億8,900万円余の増となっております。下の黒ぼつにありますように、病院事業収益は全体で、一番右側の括弧に書いておりますが、269億9,500万円余の収益でございます。このうち入院収益が182億円余、外来収益が38億円余となっております。なお、診療単価のアップにつきましては、患者7人に対し看護師1人を配置する入院基本料の高い7対1看護加算、これを通年で取得できまし

たこと、及び心臓血管外科での手術等、報酬の高い診療がふえたこと等によるものでございます。

次に、（３）病院事業費用でございます。患者数の増等により、診療に使用いたします薬や材料費等が増加したことによりまして、前年度比で３億４、４００万円余の増となっております。下の黒ぼつにありますように、病院事業費用は２７６億円余となっております。このうち材料費が６８億円を占めております。さらに経費の中では、今回、退職者の増等によりまして給与費が９、５００万円ほどふえたところでございます。

次に、（４）各病院の状況でございますが、宮崎病院が２年連続の単年度収支黒字を計上いたしました。また、延岡病院、富養園につきましても、中期経営計画の年度目標を達成したところでございます。各病院の内容については後ほど御説明を申し上げます。

（５）減価償却前の収支につきましては、２年連続で黒字を確保いたしまして、償却前黒字が、黒ぼつにありますように、２１億６、６００万円余となっております。

次に、２ページをごらんください。各病院の主な特徴でございます。

まず、宮崎病院ですが、１億６、１００万円余の黒字となりました。延べ患者数は、入院が若干減少いたしましたが、外来が８％と大きく増加をしたところでございます。この入院の減少につきましては、入院患者のうち、結核の患者さんがおられまして、病棟一部閉鎖、３カ月間閉鎖したこと等の影響によるものでございます。

それから、延岡病院でございますが、１億５、９００万円余の赤字でございます。これは、対前年度で５億４、５００万の大幅な改善が達成されたところでございます。延岡病院につきまして

は、地域連携病院ということで、患者の紹介等が大きくふえておりまして、その結果、入院が５．８％の大幅な増となったところでございます。

それから、日南病院でございますが、５億５、８００万円余の赤字でございます。入院患者は若干増加いたしておりますけれども、全体としては横ばいということで、外来も若干減少いたしております。これは圏域人口が少ないということ、それから、宮崎での医療機関の集積がありまして、こちらのほうに患者が流れる傾向があるということから、このような状況になっているものと考えております。

次に、富養園でございますが、現在、こころの医療センターということで宮崎病院のほうに建設を進めております関係で、業務を漸次縮小してまいりました。その結果、１億１、０００万円余の赤字となったところでございます。

続きまして３ページでございます。ただいま御説明申し上げました内容を一覧でまとめております。このうち、黒枠で囲んでおりますが、当期純損益が６億６、６００万の赤字でございます。その下にあります破線のところ、償却前利益は２１億６、６００万の黒字でございます。なお、表の一番右下でございますが、１９年度未処理欠損金、これが累積赤字でございますけれども、２４９億９、４００万円余となっております。

次に、５ページをごらんください。患者数の動向でございます。入院患者４０万６、０００人余ということで、前年比０．９％の増、延べ外来患者数４１万５、０００人ということで、３．１％の増となっております。

６ページをお願いいたします。６ページは対前年度の比較ということで、ただいま申し上げた内容につきまして、収支の状況について１８年

度と比較をしたものでございます。後ほど御参照いただきたいと思います。

それから、7ページから10ページにかけては、各病院ごとの決算、収支の状況につきまして細かい数字を上げさせていただいております。こちらもおわせて後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、11ページをごらんください。資本的収支の状況でございます。19年度の資本的収入は54億4,600万円余、資本的支出が69億6,900万円余で、その差額が15億2,200万円余となっております。この支出超過分につきましては、内部留保資金で補てんをしたところでございます。

まず、資本的収入の内訳でございますが、主なものは企業債と一般会計負担金等でございます。まず、企業債につきましては、発行額39億1,500万円、そのうち繰り上げ償還に伴う借り換え債の発行が24億6,500万円でございます。一般会計負担金につきましては、13億7,600万円余となっております。これは企業債の償還元金等の2分の1を一般会計で負担するものでございます。

次に、資本的支出の状況でございますが、建設改良費16億6,500万円余でございますけれども、このうち主なものとして、宮崎病院で進めております省エネ事業でございます。熱源ボイラー等を省エネ機器に更新するESCO事業が8億7,300万円余、さらに、こころの医療センター（仮称）の建設事業費が1億4,800万円余となっております。また、このほか、4病院分の医療機械等の資産購入費として4億6,100万円余が含まれております。

次に、下のほうの企業債償還金53億円余でございますが、これにつきましては、先ほど御説

明申し上げました繰り上げ償還が含まれております。今回この繰り上げ償還を行うことによりまして、平成20年度以降26年度まで、この間で4億8,500万円の利子負担が軽減されると見込んでおります。

次に、12ページをごらんください。比較貸借対照表、バランスシートでございます。資産合計569億133万円余となっておりますが、その主なものは、まず、建物、器械備品等の減価償却により有形固定資産が10億円余の減となっております。また、預金現金等の増によりまして流動資産が4億8,000万円ほどふえております。また、未収金でございますが、社会保険等からの診療報酬につきましては、未収金ということで計上いたしております。その分が2億7,600万円余の増となっております。

次に、負債資本の合計は569億円余でございます。主な内容でございますが、企業債償還により資本金が13億円余の減少、それから、資本剰余金の一般会計負担金の受け入れ等によりまして12億円余の増となっております。また利益剰余金でございますが、欠損金、当年度純損失は6億6,600万円余の赤字計上ということでございます。

次に、13ページをごらんください。これがただいま申し上げました比較対照表でございますが、先ほど申し上げましたように、各項目一番右端のところ増減が出ておりまして、大きなところにつきましては、建設仮勘定でこころの医療センターの建設費の増に伴うものが上がっております。それから、無形固定資産の減がありますけれども、これは電子カルテの減価償却によるものでございます。大きなところは以上でございます。

次に、14ページをお願いいたします。企業債

の状況でございます。先ほど御説明申し上げましたが、企業債発行額39億1,500万円で、うち繰り上げ償還に伴う借換債が24億円余、そのほかごらんのとおりとなっております。この結果、丸の一番下に書いてございますけれども、当年度末の償還残高、いわゆる企業債残高でございますが、355億933万円余となっているところでございます。

最後に、キャッシュフロー、15ページをごらんください。事業活動と投資活動、財務活動の3部門に分けて資金の流れをお示しをいたしましたところでございます。これにつきましては、一番下を見ていただきますと、現金預金の期末残高ということで、これがいわゆる内部留保金と運転資金ということになりますが、年度末で32億円余の残高となったところでございます。

それから、資料はございませんが、これまでの収支改善に伴う経営健全化の取り組みについて御説明をさせていただきます。こういった経営改善の取り組みは一朝一夕に成るものではないでございます。平成18年度に中期経営計画を策定以降、取り組んでまいりました事項を簡単に御説明させていただきます。

まず、18年度につきましては、日南病院や富養園の病棟の再編を行いまして職員の再配置を実施いたしました。それによりまして各病院に改めて職員を配置し、先ほど申し上げました7対1の入院基本料の取得を行ったところでございます。それから、現業部門の委託化ということで、調理給食や看護補助等の現業部門職員について民間への委託を行ったところでございます。さらに、医薬品の共同購入の推進や、延岡病院における地域医療支援病院、これは紹介患者加算がつくわけですがけれども、こういった取

り組みを18年度行ってまいりました。

それから、平成19年度は、先ほどの7対1の入院基本料を、初めて1年間通して通年下で取得をいたしました。さらに日南病院では循環器科を新たに開設いたしました。また富養園では再度病棟の削減を行っております。それから、事務部門の維持業務の委託の拡大を行いまして、約1億円ほどの経費の削減が図られたところでございます。さらに、医薬品や診療材料等の共同購入の推進に努めまして、これでも1億円を超える経費の削減に努めたところでございます。さらに、先ほど申し上げましたように、繰り上げ償還等に伴う利子負担の軽減、E S C O事業での燃料費の節約、こういった取り組みを行ったところでございます。

平成20年度は、これまで取り組んでまいりました取り組みをさらに徹底強化いたしますとともに、最重要課題として医師の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、平成19年度の決算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議をお願いいたします。

**○権藤委員長** 以上で執行部の説明が終了しました。議案について質疑を受けたいと思いますが、議案第14号につきましては、個別の病院ごとの継続審査が決定しておりますので、本日の御説明を聞いて、特に今回質疑を行う必要があるもののみお願いいたしたいというふうに考えております。それでは、委員の皆さんからお出してください。

**○高橋委員** 1点だけ。7対1の看護の関係で、通年で取得できるという説明だったんですけど、通年でできなかったんですね。いわゆる看護師の配置ができていなかったとかそういう

ことなんでしょうか。

○梅原病院局次長兼経営管理課長 7対1の導入につきましては、一斉に日を決めて導入を開始したわけではなくて、18年の10月以降、3病院が順次開始を始めてまいりました。19年度4月から3月までが丸々1年間ということでございます。

○徳重委員 病院全体で大変努力をいただいておりますことはよくわかっております。ありがたいことだと思っています。当年度償還残高355億という数字を今お示しいただきました。ちょっと教えていただきたいんですが、17年、18年、19年、3カ年でもよろしゅうございますが、償還残高がどのような推移になっているか、総体数字だけでも結構でございますが、教えてください。

○梅原病院局次長兼経営管理課長 企業債残高の推移でございますが、平成17年度末で387億、18年度末で368億、19年度末が355億となっております。

○徳重委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○権藤委員長 ほかの委員の皆さんはよろしいですか。それでは、閉会中の各病院を訪問しての決算ということになりますので、委員の皆さんの御協力ありがとうございます。

それでは、その他、病院局に関しまして何かございますか。

○丸山委員 こころの医療センターの進捗状況ですが、工事発注されて、今どのような状況というのを最近聞いていなかったものですから、教えていただきたいのと、議会でも出たんですけども、医師確保について最大限の努力をされるということですけども、オープンとあわせて、スタッフ含めてどういう状況かをお伺い

したいというふうに思います。

○梅原病院局次長兼経営管理課長 まず、センターの建設状況について私の方から御説明申し上げます。センター建設につきましては、平成20年度、今年度にくい打ちを行ってございまして、現在までにくい打ちを完了して、本体工事にかかったところでございます。目標としましては、年度内早目にセンター本体を建設いたしまして、年度中に機器の移転等行いたい。新年度できるだけ早いうちに新たなセンターとして開設をしたいというふうに考えております。

○甲斐病院局長 医師の確保につきまして、私のほうから御説明させていただきます。これにつきましては、本会議でも御質問いただきましたけれども、現在、富養園に宮崎大学の医局から5名派遣をいただいて対応しているところです。基本的にはこの流れといたしますか、地元の大学医局の御協力をいただきたいということで、それぞれ担当教授と連携をとりながらいろいろと今協議を進めております。こういう施設をつくったわけですから、それに対応できるように日々いろんな意見を交換しながら対応しておりますので、何とかできるのではないかと存じます。

○丸山委員 建設関係からいいますと、生コンとか鉄筋が上がっているということで、そういった物価スライド等もやっていただくようなことは県土整備部から聞いているんですが、こころの医療センターの建設費用に関してはそういった可能性があるのか、ないのか、わかっているとお伺いしたいと思うんです。

○梅原病院局次長兼経営管理課長 建設物価のスライドだと思いますけれども、こころの医療センターについては、現在そのような話はいた

だいておりません。

○丸山委員 いただいているかもしれませんが、物価は確実に上がっている。生コンも鉄筋も確実に上がっている。発注した時点と今では大分変わっているんじゃないかと思っているものですから、もし上がってくるんだら変更契約とか必要になってくるんだろうか。大きな差でなければいいんでしょうけれども、今の建設環境の厳しい状況をかんがみれば、そういう申し出があった場合には柔軟に対応していただければありがたいと思っております。

○梅原病院局次長兼経営管理課長 資材の発注等含めまして、物価が上がる以前に業者のほうで手当てをいただいていたということで、その影響はないのではないかとということでございます。

○丸山委員 いずれにしましても、現場の声はしっかり聞いていただいて、もし不測が起きた場合には対応をしっかりしていただかないと、そこで粗悪品が仮にできた場合に、今はいいかもしれないけど、10年先、20年先に大きな問題にならないようにしっかりとしていただきたいというふうに思っております。

○甲斐病院局長 ただいまの御提言を十分踏まえながら、今後の推移も見ながら、特にその監督を含めて、適切な対応をしていきながら、耳を傾けながら取り組んでいきたいと思っております。

○榎藤委員長 ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして病院局を終了いたします。執行部の皆様には大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時40分再開

○榎藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○宮本福祉保健部長 福祉保健部でございます。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

議案等の御説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。委員の皆様方には、先月下旬の県外調査におきまして、大変暑い中、静岡県や千葉県などの福祉保健部関連の施設を御調査いただき、まことにありがとうございます。調査先での御意見等につきましては、今後大いに参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、当委員会に御審議をお願いいたします。議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の「平成20年9月定例県議会提出議案」をごらんください。表紙をめくっていただきまして目次をごらんいただきますと、福祉保健部関係の議案は、上から5番目の議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、その3つ下の議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、1つ飛びまして、議案第10号「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について」の3議案であります。

まず、議案第5号について御説明をいたします。議案第5号のインデックスのところ、ページでいきますと17ページをお開きください。使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。これは、「保健師助産師看護師

法」の一部改正により、業務停止等の行政処分を受けた保健師、助産師、看護師、准看護師に対し、国や県が再教育を実施することとされたことを受け、知事が准看護師を対象に実施する再教育研修及び研修修了登録申請に関する手数料等を新たに定めるものであります。

次に、議案第8号のインデックスのところ、ページでいいますと25ページをお開きください。宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。宮崎県における事務処理の特例に関する条例は、地方自治法を根拠に市町村に移譲する事務を規定しておりますが、今回、福祉保健部関係は、25ページから26ページにかけての第1条と26ページの第2条のうち、後ろから8行目からの別表十に係る改正であります。この改正の内容は、医療法の改正に伴って新たに生じた事務の宮崎市への移譲、また、同法の改正に伴って生じた条項ずれへの対応等のための所要の改正であります。

次に、議案第10号のインデックスのところ、ページでいいますと33ページをお開きください。食品衛生法施行条例は、食品衛生法に基づく栄養施設が公衆衛生上講ずべき基準を、国の示す指針に沿って定めているものであります。先般、食品等の健康被害の拡大防止の観点から、国の指針が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、今回提案いたしております議案の概要を御説明申し上げましたが、それぞれの詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、若干お時間をいただきまして3件ほど報告をさせていただきたいと存じます。

もう一つの資料、「厚生常任委員会資料」をごらんいただきたいと思います。

委員会資料の9ページをお開きください。

「DV対策宮崎県基本計画」の改訂についてあります。この計画は、いわゆるDV防止法に基づく基本計画として、本県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針を定めているものであります。現計画の計画期間が平成20年度までとなっておりますことから、今年度改訂することとしておりますので、その改訂計画の概要等について御説明をさせていただくものであります。詳細につきましては、後ほど、こども家庭課長から御説明させていただきます。

続きまして、同じ資料の11ページをお開きください。三笠フーズ事故米不正流通事案であります。全国的に大変大きな問題となっております本事案につきましては、既に報道されておりますとおり、熊本県の業者を介して本県の製粉業者、食品卸業者、菓子製造業者に対しても、事故米または事故米をまぜたらしくん粉の流通販売があったことが判明いたしております。この件に関しましては、福祉保健部では、九州農政局宮崎農政事務所等との連携により、各保健所による立入調査等を実施し、現在までに残っていたらしくん粉の回収、及びこの粉を使用して製造した菓子類の自主廃棄を確認したところであります。本件に関するこれまでの福祉保健部の対応状況等について御説明させていただきます。詳細につきましては、後ほど衛生管理課長から御説明させていただきます。

最後になりますが、資料はございませんが、宮崎大学医学部の定員増について御報告させていただきます。本件につきましては、7月の当

委員会でも御報告したところですが、宮崎大学医学部の5人の定員増が8月25日付で文部科学省から認可され、先般、宮崎大学が平成21年度の募集要項を発表いたしました。それによりますと、今回の定員増分は、地域特別枠推薦入学という新たな枠で、県内の高等学校出身者から募集することとされており、従来の地域枠と異なり、1浪までを対象としております。また、合格者の決定は、県教育庁による第1次選考及び宮崎大学による第2次選考によって行うこととされております。県としては、地域特別枠の医学生に対しては優先して医師修学資金を貸与することとしており、将来の本県の医師確保につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。よろしくお願ひいたします。

**○高屋医療薬務課長** それでは、続きまして医療薬務課分を御説明いたします。

医療薬務課の関係分は、議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の2件でございます。

まず、議案第5号についてであります。議案では17ページでありますがお手元の厚生常任委員会資料で御説明をいたします。1ページをお開きください。

まず、1の改正の理由であります。「保健師助産師看護師法」の一部が改正されまして、業務停止等の行政処分を受けた准看護師の再教育研修を実施することとされたところであります。これに伴う所要の改正を行うものであります。

2の改正の概要であります。県知事の免許であります准看護師が行政処分を受けた場合

に、「知事は、倫理の保持や、准看護師として必要な知識及び技能に関する再教育研修を受けるよう命ずることができる」と、新たに法に規定されたところです。これに伴いまして、再教育研修に係る手数料及び研修を修了したことを准看護師籍、これはいわば准看護師の戸籍のようなものであります。この籍に登録申請をする際の手数料等を新設するものであります。具体的には新旧対照表に記載のとおりでありまして、128条の2、准看護師再教育研修手数料については行政処分の内容で2つに区分をしております。上の保健師助産師看護師法第14条第2項第1号に規定する処分、これは戒告処分の場合でありまして、研修期間は1日の研修となっております。4万5,000円、その下が業務停止処分等の場合でありまして、2日間の研修で7万5,000円としております。その他、准看護師再教育研修修了登録申請手数料、研修修了登録証の書換え交付手数料、研修修了登録証の再交付手数料を追加しております。なお、手数料の金額につきましては、研修等に要する事務処理経費を積算するとともに、九州各県の動勢を参考にしております。

施行期日につきましては、公布日としております。

次に、資料の3ページをお開きください。議案第8号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。議案では25ページであります。常任委員会資料で御説明いたします。

1の改正の理由であります。宮崎市内の医療機関の各種届け出の受理等に関する事務については、宮崎市に移譲しているところであります。医療法の改正等による新たな事務について今回宮崎市に移譲するとともに、条項ずれによ

る所要の修正を行うものであります。

2の改正の概要であります。条例は第1条と第2条で構成されておりまして、まず、第1条で、①の宮崎市に移譲する事務及び②の医療法の改正等に伴い生じた条項ずれの修正を規定しております。今回宮崎市に移譲する事務としては、病院等の情報の受理等に関する事務、これは医療法の改正によりまして、住民が病院等を適切に選択できるよう、例えば、診療科目、診療日あるいは対応可能な治療の内容など、さまざまな情報を県知事に報告し、知事はそれを公表しなければならないとされたところであります。このための病院等の報告の受理について移譲するものであります。

次の社会医療法人に係る認定の申請に関する事務、これは社会医療法人が新たに創設されたことに伴ったものであります。社会医療法人について若干御説明いたしますと、従来、公的病院等を中心に担われてきた救急医療やへき地医療等の公益性の高い医療について、社会医療法人に一定程度を担わせることをねらいとした制度であります。このため、認定に当たっては、例えば救急医療であれば、夜間等の救急車による搬送件数が750件以上必要であるなど、一定の水準以上の医療提供機能が求められております。また一方、税制上の優遇措置等が設けられております。

続きまして、第2条は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、長い法律名でございますが、これにより生じた医療法の改正に伴う条項のずれを修正するものであります。

なお、施行期日は、第1条関係については公

布の日から、第2条関係については、法律の施行期日に合わせて平成20年12月1日からであります。

医療薬務課関係分については以上でございます。

○川畑衛生管理課長 議案第10号「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について」であります。こちらはお手元の委員会資料で御説明いたします。

資料の7ページをお開きください。まず、1、改正の理由であります。先般発生しました食品による薬物中毒事案、これは昨年12月28日からことし1月にかけて発生しました中国製冷凍ギョウザによる健康被害事例であります。これを踏まえまして、同様の食中毒について早期に探知し、被害拡大防止対策を迅速に講じるため、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」が改正されたことに伴い、食品衛生法施行条例の一部改正を行うものであります。

次に、2、改正の概要であります。1に記載してありますように、食品等による健康被害の拡散防止を図るため、食品等に関する健康被害及び食品衛生法に違反する情報を迅速に収集する体制の構築が必要であることから、別表第一に新たな基準を追加するものであります。

具体的な内容につきましては、2に記載してありますように、「営業者は、製造し、加工し、又は輸入した食品等について、消費者から健康被害」——これは医師から当該食品等に起因するまたはその疑いがあると診断されたものであります。——「の申し出があったとき又は食品衛生法に違反することが判明したときは、直ちにその旨を施設の所在地を管轄する保

健所の長に報告すること」について、新たに規定を追加するものでございます。

施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、資料の11ページをお開きください。なお、右側の流通経路図とあわせてごらんいただきたいと思います。

三笠フーズ株式会社が、非食用、事故米を食用として不正に流通させた事案につきまして、食品衛生法に基づきます本県での流通状況等の調査結果について御報告いたします。

まず、概要についてであります。9月4日に、九州農政局宮崎農政事務所から衛生管理課に、本県内に事故米が流通しているとの情報提供があったところであります。宮崎農政事務所と各保健所の調査の結果、熊本県の2業者から3つのルートを通じて、県内の製粉業者1施設、食品卸業者1施設、菓子製造業者65施設、及び一部の消費者に、事故米やこれをまぜたらしくがん粉が流通販売されていることが判明いたしました。県では、これまでの調査で、福岡県が回収を命じていました事故米につきましては、すべて使用されており、在庫がないことを確認したところであります。また、この事故米をまぜてつくたらしくがん粉につきましては、回収命令の対象となっていませんが、一部在庫がありましたので、県独自の判断で返品、自主回収を指導したところであります。このらくがん粉を使用して製造された菓子類の在庫につきましても、業者の協力を得ましてすべて自主廃棄の対応を行いましたので、現在、県内には事故米に関する食品は全く流通していない状況であります。

それでは、県内に流通した3つのルートの概要につきまして御説明いたします。

まず、1の都城市内製粉業者ルートでありま

すが、右の流通経路図で見ますと、左下の第1ルートであります。当初、製粉業者からの聞き取りでは、熊本県内の業者から仕入れた事故米を製粉し、県内27の菓子製造業者に出荷したとの報告に基づいて調査を行ってまいりました。しかし、これが虚偽の報告であったことを業者みずからが記者発表し、宮崎市内の1菓子製造業者にすべて精米の状態で転売していた事実が判明いたしました。宮崎農政事務所及びこの製粉業者を所管する都城保健所の調査結果を受けまして、宮崎市保健所が卸先の菓子製造業者に対し、在庫及び使用状況等の調査を行いました。その結果、事故米はすべて使用されており、さらにこれを使用して製造した菓子類、これは丸もちが主体であります。すべて販売されておりまして、調査時点での事故米に関連する製品は既に店頭販売されていないことを確認したところであります。

次に、2の宮崎市内食品卸業者ルート、これは流通経路図では中央の第2ルートであります。この食品卸業者は、熊本県内の業者から仕入れたらくがん粉を、県内の63の菓子製造業者及び一部の消費者に販売してまいりました。農林水産省が公表しました本県の菓子製造業者が全国と比較して多かった理由は、このルートの小規模菓子製造販売店が多かったことによるものでございます。食品卸業者と菓子製造業者に残っていたらくがん粉につきましては、卸元に返品するよう指導し、さらにこの粉を使用して製造した菓子類も、業者の協力を得て自主廃棄されたところであります。このらくがん粉を熊本県が検査した結果、メタミドホスが基準値の0.01未満であったことが9月12日に確認されております。

次に、3の美郷町内の菓子製造業者ルート、

流通経路図では右側の第3ルートについてであります。美郷町内の菓子製造業者が、第2のルートと同じ熊本県内の製粉業者かららくがん粉を仕入れて菓子を製造していましたが、日向保健所の調査の結果、残っていたらくがん粉は返品し、さらにこの粉を使用して製造した菓子類についても、すべて業者がみずから廃棄処分したところであります。

次に、参考として記載しておりますが、まず、今回の事故米事案に関する食品衛生法上の考え方を説明させていただきます。食品衛生法違反として福岡県が三笠フーズ株式会社に対して回収を命じた食品は、第1ルートの事故米そのものであります。事故米と国産米をまぜてつくったらくがん粉につきましては、一概に違反食品に該当するとは言えないため、回収命令等の措置をとれない状況にありました。しかしながら、今回は、事故米の混入したらくがん粉が喫食されないよう県独自で判断し、残っていたらくがん粉の自主回収や製品の自主廃棄等の指導を行ったところであります。

次に、健康被害への影響であります。今回県内に流通した事故米は、輸入時の検査でメタミドホスが基準の5倍超過したものであります。この濃度での喫食による人の健康被害への影響を考えますと、体重50キログラムの人がこの事故米そのものを毎日一生涯食べ続けても健康に悪影響を生じないと推定される量は、600グラム、ご飯として約4合であります。実際にこの量を一生涯毎日ずっと食べ続けるということは考えにくいですので、人への健康影響は極めて低いと考えられます。また、事故米が原材料の一部として製造された菓子類につきましては、メタミドホスの濃度がさらに低くなることから、人への健康影響はさらに低くなると考え

られます。

最後に、今回の菓子製造業は、店頭で販売しているような小規模の製造業者がほとんどでありまして、全国に事業展開する大規模工場は含まれておりませんでした。

衛生管理課からの説明は以上であります。

**○舟田こども家庭課長** DV対策宮崎県基本計画の改訂について説明させていただきます。

委員会資料の9ページをお開きください。

まず、計画の位置づけでございますが、本計画は、一番下の参考に記載しておりますとおり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、いわゆるDV防止法に基づく法定計画でありまして、また、新みやざき創造計画の部門別計画としても本県のDV対策の基本的な方向を示すものでございます。

ここで、一番上にお戻りください。1の改訂の理由についてでございますが、先ほど部長からも御説明いたしましたとおり、現在の計画の期間が平成18年度から平成20年度までとなっておりますことから、今年度見直しを行い、平成21年度からの新たな計画を策定するものであります。

次に、2の改訂計画の概要等についてであります。(1)の計画期間であります。今回は、平成21年度から平成25年度までの5年間としております。なお、法の見直し等によりまして状況に変化等が生じた場合には、必要に応じて随時計画の見直しを行うことといたしております。

次に、(2)の改訂の基本的な考え方であります。被害者や親族等に対する保護などがさらに充実され、本年1月に施行されました改正DV防止法や本県の実情を踏まえた改訂を行うことといたしております。

次に、(3)の改訂スケジュールであります。現在、平成20年8月から9月の欄でございますが、県庁内の関係各課に対しまして、DV対策の取り組み状況の把握や意見聴取を行っております。今後、来月からことしいっぱいにかけて、警察や医療機関などDV被害者の相談・保護などにかかわる関係機関で構成されますDV被害者保護支援ネットワーク会議を開催し、意見を聞くとともに、関係機関・団体からも意見を聴取し、計画の原案を作成してまいりたいと考えております。さらに、翌年、平成21年の1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、県民の皆様からも幅広く意見をお聞きすることといたしております。その後、当常任委員会におきまして計画案について御報告いたしまして、年度内に改訂を終えることといたしております。

DV対策宮崎県基本計画の改訂につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

**○権藤委員長** 以上で執行部の説明が終了いたしました。

まず、議案関係、議案第5号、8号、10号について質疑を行いたいと思います。

**○丸山委員** 議案第5号に関して、行政処分を受けた准看護師等の再研修ということですが、業務停止をするというのはどういうことがあるのか、それが全くわからないものですから、教えていただきたいのと、現在そういった人が年間どれぐらいいて、実際あるのかも含めてお伺いしたいと思います。さらに、その研修はどこが主催するのか、それがわからないものですから、まず、お伺いしたいと思います。

**○高屋医療薬務課長** 准看護師の行政処分ですが、宮崎県では過去5件あっておりま

す。内容につきましては、覚せい剤の取締法違反、窃盗、道路交通法違反といったものであります。行政処分の内容はそういったものでございます。

それと、研修は、医療薬務課のほうで担当して行うことにしております。県によっては大学等に委託して行うところもありますけれども、何しろ過去、昭和59年から昨年まで5件しかございませんので、件数も少ないということから県のほうで直接やるという考えでおります。

**○丸山委員** 覚せい剤、窃盗はもちろんおかしいと思うんですが、道路交通法関係というのをもう少し詳しく。

**○高屋医療薬務課長** スピード違反でありますとか、あるいは交通事故を起こしたとか、そういったものがあります。それと飲酒運転。

**○丸山委員** スピード違反は何キロ……、細かいことで大変申しわけないんですが、あると思います。飲酒運転に関しては今現在非常に厳しくなっているんですが、これまでも、これぐらいだったら大丈夫だろうという形でよく聞いていたものですから、飲酒運転に関しては結構数が多いから、本当にたった5件だったのかなという思いもあつたんですが、どうでしょうか。

**○高屋医療薬務課長** こういった処分の対象となるような事件等を把握するというのがなかなか難しいわけです。我々としても、新聞とかそういったもので情報を得るしかないというような状態ですので、把握できて処分した件数はこれまで5件ということでございます。

**○丸山委員** そうなってくると、警察との連携がうまくいっていないということになると思うんですが、そういった場合には、わからなければ……、たった5件というのは少ないという気もするものですから、この条例を改正された後

の情報収集の把握並びに警察との連携をどう考えていらっしゃるでしょうか。

○高屋医療薬務課長 情報の把握というのがなかなか難しいんですけども、情報の把握につきましては、厚労省においても法務省と協議を今進めているところでございます。医師とか歯科医師、そういった場合には、起訴された場合とか判決が出された場合には、法務省のほうから厚労省に氏名、事件の概要の情報が提供されることになっているんですけども、看護師等につきましては、まだそこまで厚労省と法務省の協議は進んでいないというのが実態でございます。できるだけ新聞等いろんな機会を通じてそういった把握には努めておりますけれども、現在はそこまで十分至っていないというのが状況でございます。

○丸山委員 言い方は悪いかもしれませんが、恐らく、自分からスピード違反とか申し出ない可能性は高いと思っていますので、その辺を法務サイドなり警察サイドともう少し詰めていただいて、この条例の目的は、しっかりした看護師を育てていきたいということがあると思っていますので、そういったことでしっかりやっていただきたいと思うんですが、准看護師だけに限定されているというのは、高看とかいろいろあると思うんですが、その差は何か。国が決めたことかもしれませんが、なぜ准看だけというふうに言っているんでしょうか。

○高屋医療薬務課長 准看は知事の免許になっている関係で県がやっておりますし、看護師、保健師、助産師等については厚労省の所管ということになっております。

○丸山委員 わかりました。最後に研修についてですけど、1日研修をすればすっと出るという形になっているのか。覚せい剤とか窃盗、交

通違反をしたときの判断を本当にこの方は、研修が実ってもう大丈夫だというふうにだれが判断しているのか。もし5人受けて、これまで5人受けたことがあって、今後は違うのかもしれませんが、判断をどうされるのか。もし受けても、だめですよというふうにされるのか、お伺いしたいと思うんです。

○高屋医療薬務課長 今度の法律の改正によりまして、研修を受けるということが決まっておりますので、こういった処分を受けた者につきましては、必ず研修を受けるということになっております。刑事処分を受けた者につきましても、その後、きちっとした形で研修を受けて、現場に戻る希望のある者はそこで、職業上の倫理観といいますか、そういったものもきちっと教育した上で、そしてしばらく現場を離れておりますので、スムーズに職場に復帰できるということを目的としまして、このような研修を受けさせるということになっております。

○丸山委員 だれが判断を、1日受ければ免許が改めて取れるというものになってしまうのか。基準が何かないと、ただ1日研修だけ受ければもうそれでいいというのでは、倫理観を1日だけで戻せるのかというのは非常に判断が難しいんじゃないかということを知っているつもりなんです。

○高屋医療薬務課長 集合研修1日あるいは集合研修2日というのをまず行います。その後、今度は、業務停止期間の長短でありますとか、必要な研修の内容によっては課題研修をやったり、あるいは個別の研修——行政処分の内容によって20時間とか、80時間とか、120時間行って、その後、個別研修の修了報告をさせます。それを見て、これで大丈夫だということで指導者が署名をして県知事に出すと。それで判断す

るということにしております。

○丸山委員 いずれにしましても、こういう法律が改正されるとなると、恐らく医療業務課が窓口になって研修をすると思うんですが、マンパワーはいらっしゃるといふふうに認識してよろしいんですか。どのようなマンパワーを充てようと考えているのかまで含めてお伺いしたいと思います。

○高屋医療業務課長 医療業務課の看護班において最初の集合研修等については当たっていきます。看護班のほうでも、担当者は、いろんな研修の場に出て実際の看護師等への研修を行っておりますので、その辺の知識とかノウハウ等は十分持っているというふうに考えております。

○丸山委員 いずれにしましても、法律改正に基づいての条例だと思いますので、遺漏がないようにしていただきたいと思います。

○徳重委員 丸山委員の質問に関連して、准看の方ということですが、准看の資格を持っているながら、働いていらっしゃらない人も県内にたくさんいらっしゃるんじゃないかと思いますが、そういった把握はされたことはないのか。有資格者が登録されていると思いますが、何人ぐらい勤めていらっしゃるのか、それがわかれば教えてください。わからなかったら結構です。

○高屋医療業務課長 平成18年で、総数としては准看と看護師で1万7,000人ですけれども、内訳でいいますと、看護師が1万人、准看護師が7,000人という状況でございます。これは就業の看護師、准看護師ということで、未就業については把握をしております。

○徳重委員 そしたら、7,000人以上いらっしゃると思うんですね。就業していない准看の数を

知りたいんです。と申しますのが、今おっしゃいました、問題を起こした人の研修をやろうとしていらっしゃるから。数は少なかったですね。そうすると、准看で就職されていない方たちを引き上げるためにも、ちょっと時間がたっているから、職場に復帰したいけど心配だと、そういった方の指導もしてほしいと思うから、今質問しているんです。

○高屋医療業務課長 そういった方々に対しましては、看護協会の委託事業として看護力再開発講習会というのを実施しております。

○徳重委員 それにはどれぐらいの方が年間参加されていますか。

○高屋医療業務課長 その講習会への参加者は40名ぐらいになっております。

○徳重委員 それは毎年行われておるんですか、それぐらいの数で。

○高屋医療業務課長 この事業は毎年やっております。

○徳重委員 それに対して県からの支援があるんですか。

○高屋医療業務課長 県単の事業として、委託事業としてやっております。

○高橋委員 今に関連してどうしてもわからんところがあるんですけど、看護師不足もあって法改正されるのか。県内で5件あったということで、覚せい剤とか窃盗とか、こういった方々は、看護師としての資格というよりも、社会的にちょっと御遠慮願いますよという方々なので、そういう方々でも、こういう研修を受ければ再チャレンジできるお墨つきを与えるんですよという法改正というふうに理解しているのか、説明を聞きながらちょっと悩んだところなんです。

○高屋医療業務課長 医療に関していろんな問

題が最近生じておりますけれども、やはり医療への国民の信頼の回復ということが大きな目的であろうというふうに思います。そういうことで研修の内容も、職業倫理とか、あるいは知識・技術はもちろんですけれども、患者に対して医療サービスを安全に提供するという責務を自覚してもらいたいという意味合いで、こういった再教育研修が法律の中で明記をされたというふうに理解しております。

○高橋委員 ちなみに、公立病院に准看護師がいらっしゃると思うんですけど、そういう方々は、懲戒処分の対象になっちゃうじゃないですか、覚せい剤なんでもってのほかですね。多分免職になってしまうわけです。こういう方々が再研修を受けて復帰できることはあり得んでしょう。

○高屋医療薬務課長 懲戒処分ということになりますと、職場への復帰は難しいと思いますが、処分を受けて、研修を受けたということで、看護師籍といいますか、准看護師籍に登録されていた者を、研修を受けましたということで登録をし直すことで、その方については、もとの職場というのはなかなか難しいのかもしれませんが、看護職者としては復帰できるということだと思っております。

○高橋委員 倫理観を植えつけるというのは大事なことであって、ここまで法律を改正してやらにゃいかんのかな。お金を払ってでもやるのかなと疑問もあったものですから申し上げました。

○宮本福祉保健部長 補足しますと、従来は、一番重いのは准看護師の免許取り消しがありまして、それよりも若干罪が軽いのは業務停止とか戒告というのをやっていたわけです。免許取り消し以外の場合は、資格そのものは存続して

おるわけで、業務停止期間が過ぎれば復帰できたわけです。今回の法律改正で、お医者さんもそうですけれども、集団研修、個別研修を受けるという一つ関所をつくったと。それで再犯の可能性がないといえますか、そういう人はちゃんと再登録しましょうという形にしたわけでありませう。

○高橋委員 わかるんですよ。恐らく有資格者を減らさない、そういうねらいもあるのかな、厚労省の策なのかなという気もしたりして。この点についてはもういいです。

○前屋敷委員 今に関連してですけれども、資格を持って現職の方の対応はもちろんそうなるんだろうと思うんですが、資格は持っていないながら職に長年ついていないという方が、こういう違法なことによってそれなりの処分をされた。そういう方が何年もして、職場復帰をしたい、職につきたいというときに、時間のずれといえますか、そういうものがあるんですけど、その場合にもこういう研修を受ける場があるというふうに理解していいんですか。

○高屋医療薬務課長 この研修というのは、行政処分を受けた人が対象になっているということでございます。

○前屋敷委員 ということは現職ということですね。職を離れて再度看護師の職につきたいというような場合の対応というのは何か……。過去にそういう事例があったということ再度問題にされるということになってくるんですか。

○高屋医療薬務課長 御質問の趣旨がよく理解できなかったんですけども。

○前屋敷委員 行政処分というのは現職の方のみ適用されるということで、そういう処分退職をされてリタイアされた看護師さんが、資格は持っているわけで、剥奪されているわけで

はないですから、新たにそういう職につきたいというときに、改めて研修を受けたりすれば復帰ができるのかどうか。

○権藤委員長 質問者と答弁者に申し上げますが、資格を取ったら7,000人は全部准看護師になる。そういう事件が起こらなかつたら対象にならないということですから、仕事をしているかしていないかではなく、資格所有……。

○高屋医療薬務課長 准看護師の処分ということでありますので、准看護師の資格を持っている人は処分の対象になるということでございます。ですから、職についているとかいないということは関係なくということでございます。

○横田委員 覚せい剤とか窃盗というのは、資格取り消しとか懲戒免職の対象にならないんですか。

○高屋医療薬務課長 これまでの例から申し上げますと、覚せい剤取締法違反の人については、司法処分は懲役1年という処分を受けておりました。行政処分としては業務停止40日間をやっております。中には窃盗というのもございますけれども、これについても懲役6カ月、執行猶予はついておりますけれども、そういう司法処分を受けて、この場合には業務停止が1年間というような状況でございます。ですから、司法処分の内容によって行政処分も変わってくると。業務停止期間、あるいは司法処分の内容によっては戒告とかそういう形になってきております。

○緒嶋委員 議案10号、食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、追加する基準というのは、営業者がこういうことをやって保健所長に報告しなかつたらどうなるわけですか。

○川畑衛生管理課長 基準を遵守しなければ罰則が適用されるということになります。法の

第55条第1項に基づきまして、軽いのからいきますと、期間を定めた停止でありますとか、営業の全部禁止・一部禁止、あるいは許可の取り消し、そういったものがございます。さらに、行政処分に違反して営業したという場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰則が科せられるということになります。

○緒嶋委員 今までこういうことはなかつたということですか。

○川畑衛生管理課長 従来は、食品に起因する健康被害を確認したお医者さんにつきましては、食品衛生法に基づきまして最寄りの保健所長に届ける義務があつたんですが、食品等の事業者につきましては、直接苦情等申し出があつたにしましても、この義務がなかつたということでございます。今まで義務はなかつたんですけども、届け出をしていた業者もおります。したがいまして、これを明らかにしたということでございます。

○丸山委員 関連で、消費者からとなっているんですが、こういう問題は、今現在、内部告発でほとんど出てきているというふうに私は思っているんです。内部告発の場合には、どういう経路ととらえればいんでしょうか。営業者ではないですね。

○川畑衛生管理課長 営業者が製造し、加工し、または輸入した食品等について、消費者から健康被害の申し入れがあつた場合は届けなさいということになっていきますから、営業者が届けるということでございます。

○丸山委員 営業者というのは代表取締役とかそういう形だと思いますので、従業員がもしそういったのを知つた場合はどういうふうに見ればいいのかをお伺いしたいんです。

○川畑衛生管理課長 最近そういった食品の偽

装事件が多くなりまして、食品の110番でありますとか、農政事務所がありますね、あちらのほうに従業員、元従業員と名乗る人から、こういったような事例がありますというのは結構来ております。それに基づきまして立入調査した結果、事実であればそれなりの処分を行うということになります。

○丸山委員 従業員というのは、大きくとれば消費者に当たるんじゃないかと思っています。健康被害は、「その疑いがあると診断されたものをいう」というのが非常にわかりづらくて、後から出る三笠フーズの件も、実際健康被害は出ていないということですね。こういった場合、グレーゾーンみたいなことがまだあり得るような気がするんです。これで本当に万全というふうに思っているのでしょうか。

○川畑衛生管理課長 従来、食品を食して、数時間後あるいは1日、2日たってからお腹が痛くなったり、熱が出たり、そういった症状が出て初めて消費者の方が、あらっと思って、どこでこれがなったのかと。そういえば、あそこで食べたのが原因じゃなからうかということで、保健所に届けられたり、直接営業者に届けられたりするのが普通でございます。それを受けまして保健所では調査するという形をとっております。

今回の場合、食品衛生法では、メタミドホスでいきますと、0.01ppmというのが基準になっております。ただ、この基準というのが非常に厳しくセッティングされておまして、先ほど説明いたしましたとおり、一生涯毎日600グラム、4合のご飯を食べても何ら症状が出ないレベルと、今回はその5倍程度であったということですから、これを食べても一般的には健康被害が生じないというレベルです。この前の中国製

ギョウザの場合は、警察が検査した結果、6万倍といった数値が出ておりますので、そういった場合は重篤な症状を呈するということになります。

○榎藤委員長 議案関係はよろしいですか。それでは、それ以外のその他といいますか、報告事項につきまして質疑がありましたら、お出しください。

○徳重委員 事故米についてお尋ねいたします。事故米が流通したということで大きく報道されたわけですね。熊本の米販売業者から都城の業者と宮崎の業者に流通しておりますが、最初にこの事故米が流通した日付はいつでしょうか。

○川畑衛生管理課長 私たちが最初この情報をキャッチしたのは、9月4日の九州地区の食品衛生担当係長会議があった席に厚生労働省の補佐が来ておられまして、実はこういったような事案が起きているという情報がありまして初めて知ったところでございます。その前に、8月22日、27日に、先ほどありましたとおり、三笠フーズの元従業員の方から、このような事例があったというのが……、販売事例ですね、昨年12月20日に熊本県の米穀販売店から都城の製粉会社に来ております。これは1回限りで4トン来ています。それから、第2ルートの方は3,202キログラムでございますが、ことしの3月22日から8月31日までの延べ55回納入されているということでございます。第3ルートは、ことしの4月7日から8月12日にかけて5回にわたって180キログラムが納入されたということでございます。失礼しました。

○徳重委員 都城ルートですが、去年の12月20日4トンという大きな量ですね。大量のものが精米として3.6トン、宮崎の業者に販売されたと

ということです。3.6トンというのはまさにすごい量だと思うんです。しかも宮崎の1業者に渡っているんですが、すべて使用した、そして販売された。どういう形で販売されたのか、使用されたのか、その経緯はわかっていますか。

**○川畑衛生管理課長** この第1ルートにつきましては、これを納入しました菓子製造業者でございますが、きねでついたもちという形でスーパー等に卸して販売されたということで、大半が丸もちでございます。

**○徳重委員** もちは一遍に大量に出ていくから、恐らく4トンぐらいははけたのかなと思いますが、集中的に販売されたものか。10カ月ぐらいで消費されているんですが、大変な量だと思うんですね、4トンの量をはかせるというのは。小さい業者だったら、もちをこんなにたくさん消費することはあり得ないですね、個人でも。そう考えると4トンという量が余りにも大きいから、どういう形で販売されたんでしょうか、この10カ月で。

**○川畑衛生管理課長** 先ほどちょっと漏れておりましたが、熊本県から本県の業者に販売した時期と回数を申しあげましたけれども、この第1ルートの場合は、都城の製粉業者から宮崎市の1菓子製造業者に3.6トン卸されておりますが、これは昨年12月25日からことしの6月25日まで9回に分けて販売されております。もちが主体ですけれども、大体1日当たり10～15キログラムこれを使用したと聞いております。ですから、毎日のように少しずつ使ってきたということでございます。

**○徳重委員** 第1ルートも、第2ルートも、第3ルートもそうですが、菓子業者65業者になるわけですが、これによる身体的な問題は出ていないということですが、風評被害というのはど

れぐらい寄せられていますか。

**○川畑衛生管理課長** この件につきましては、直接私たちは聞いていないんですけど、保健所にそういった問い合わせがあった。消費者から、大丈夫であろうかとか、あるいは業者からの相談とか、そういったのは宮崎市の保健所と都城で10件程度それぞれ来ております。それから、延岡のほうも2件ということで、20数件うちのほうには来ております。商工観光労働部で調べたものでは、汚染米でつくったお菓子だけじゃなくて、全く正常な製品でつくったものでも、もう買わないと、顧客が減ったというのは聞いております。

**○徳重委員** 風評被害に対する対応については何か指導をされておりますか、業者なり店に対して。行政側がそういう指導はできるんじゃないんですか。お店任せなんですか。

**○川畑衛生管理課長** 9月22日に記者発表いたしましたして、経緯等は説明したところでございますし、衛生管理課だけでなく、営農支援課と商業支援課、3者で発表しております。今の問題につきましては、衛生管理課のほうから、風評被害に対する対応をこのようにしましょうというのは直接していませんが、菓子製造組合のほうも張り紙をして、うちの製品につきましては、現在、汚染した米を使って製造した菓子ではないという旨の張り紙をされているという状況でございます。

**○徳重委員** 名前は公表しないから使ったか使わなか教えてくれというようなことが最初の段階でいろいろあったようです。発表するのは、行政が発表しますね。公という立場で発表された後は業者任せと。これは余りにも無責任かなと。皆さん方が公に発表されるんだったら、それなりの指導なり何なり、風評被害が出ること

は間違いないわけです。それに対しての何らかの支援というんですか、考え方をちゃんと指導されるべきじゃないか。発表するという事は結構なんです。やらなきゃならないが、発表する以上は、県民に対してあるいは業者に対して、その対応についてもある程度指導もされるべきじゃないか。発表すればおれらの役目は終わったんだということではいかがかなと思います。

**○川畑衛生管理課長** 食品に係るいろいろな事故、特に食中毒等につきましては、第2、第3の被害者を出さないために、疫学調査をしまして、この施設でこの物質によって食中毒は起こったであろうと保健所長が判断した段階、そして処分を行った段階で公表いたします。それはあくまでも、二次的な被害が起こらないためにするわけでございまして、処分を伴って公表すると。今回の事例につきましては、先ほど説明しましたとおり、最初の事故米は回収命令が出されておりますが、それから末端に来るらくがん粉につきましては、当初相当なレベルで、5%ぐらいしか汚染米をまぜていないということで動いていましたので、それでありまして0.01ppmを当然下回るということで動いていました。ですから、今回、食品衛生法に違反して、これがもとでいろいろな消費者に被害が及ぶということであれば、当然記者発表して、どここの施設がありますよと、ここでできた製品は食べないようにしましょうという広報はします。しかし、今回の場合は、食品衛生法違反と私たちは見ておりませんでした。厚労省ももちろんその判断ですから、公表そのものは私たちはすべきではないという判断でございました。ところが、農林水産省のほうが独自にといいますか、上のほうでは総務省とか厚労省のやりと

りはあったかもしれませんが、農林水産大臣が発表するという形で発表されました。そういったことで、私たちから直接発表したわけではございません。

**○丸山委員** 都城ルートのことについて教えてほしいんですが、当初、都城ルートの業者の方は27と言ったのが1に変わっているんですが、なぜそういった報告を記者発表してしまったのか。変わった理由を認識していないものですか、その辺を教えていただきたい。農政事務所等で確認をしたということですが、県としては、27から1に変わったときにどのような確認をされたのか、お伺いしたいと思います。

**○川畑衛生管理課長** 当初、この製粉業者に農政事務所が立ち入って、保健所も同時に立ち入ったんですが、このときに、27業者、鹿児島が8業者、合わせて35業者に、5%ぐらい事故米を入れてつくった粉を納品しましたという申し入れがございましたので、それに基づいて調査してきました。それが5日ですか、そして11日に急に覆したというのは、農政事務所からの話ですと、その汚染米を横流しする、米を販売するということになりますと、今、届け出制になってはいますけれども、届け出の業者じゃなかったのかなと。ですから、それが発覚するのを恐れていたということで、最初に偽りの報告をしたというのを聞いています。

**○丸山委員** 県としては、その確認はどういう形でやられましたか。

**○川畑衛生管理課長** これは農政事務所からの確認でございます。

**○丸山委員** 農政事務所だけで、それぞれには行ってないということですか。直接出向いていないということではよろしいのでしょうか。

**○川畑衛生管理課長** 最初35で、宮崎県内27業

者を調査いたしました。調査した結果、納入していないというような店舗も出てきて、ちょっとおかしいというのを保健所も感じました。そして、農政事務所のほうから、最終的には実はこういったことで本人が認めたということでございます。

**○丸山委員** ちなみに、都城の業者とかには行政処分はかからないというふうに思っているのか。今、国なり警察が捜査しているのは三笠フーズが中心だと思うんですが、国からおりてきたからやるというふうに。この前、本会議場でも、まだ本県ではそういった細かい警察が動いている事案はないというようなことだったんですけれども、今後の推移をどう見ているのかお伺いしたいと思います。

**○川畑衛生管理課長** 食品衛生法違反という形ではなくてJAS法違反ですね、中国産米を熊本県産米という形で宮崎市の菓子製造業者に販売しておりますので、農政のほうでJAS法違反で指導するということになっております。

**○高橋委員** 事故米関係で、食品衛生法上の関係で確認なんですけど、事故米と国産米をブレンドしたものを売ったらどうなるんですか。

**○川畑衛生管理課長** 厚生労働省のほうからは、今回の事故米につきましては、5倍超過していたということで、福岡県が回収命令を出しました。福岡県のほうからもこの回収命令につきまして、それぞれ出回っていたらそれを回収に指導してくださいと。その報告書を求めるという形が来ております。

**○高橋委員** 衛生法違反かどうかでいいんです。

**○川畑衛生管理課長** ブレンドした二次加工品以降につきましては、即食品衛生法とは言えない。

**○高橋委員** 加工品は食品衛生法上ひっかからないとおっしゃるから、じゃ、事故米に国産米をまぜて売る、これはどうなるんですかということ。法律違反と違うんですか。

**○川畑衛生管理課長** 事故米そのものは食品衛生法違反ということになります。

済みません、0.05ppmの事故米につきましては違反でございます。そして、それをまぜてつくった米粉につきましては、検査して0.01ppm以上あれば食品衛生法違反になるということでございます。ブレンドした米につきましても、それを検査して0.01ppm以上であれば、食品衛生法違反になると思います。

**○高橋委員** メタミドホスの数値ですね、0.01とか0.05とおっしゃるのは。

**○榎藤委員長** 事故米なのかメタミドホスなのかと。

**○川畑衛生管理課長** メタミドホスに汚染された米につきましては、基準値が0.01ppmでございますので、それ以上のオーバー分は食品衛生法違反ということ。です。

**○高橋委員** 大事なところですのでまた聞きますよ。事故米でも、数値が0.01ppm未満だったら、食品衛生法違反にはならないと理解するんですね。

**○川畑衛生管理課長** 食品衛生法上からいきますと、それは違反にはならないという形になります。

**○高橋委員** そうしたら加工品もその数値を、割合の問題だと思うので、今の説明を聞く限りでは加工品は危ないと。数値を調べる必要があるのではないかという気がしますが、全く調べていないわけですね。

**○川畑衛生管理課長** 第2のルートにつきましては、熊本県がらくがん粉の状態を検査しまし

て、9月12日の段階で0.01ppm以下であったという検査結果を発表しています。そうでありますと、これは食品衛生法違反にはならないということになります。

○高橋委員 もとが0.01ppm未満だから、加工品になっても大丈夫だという解釈なんですか。

○川畑衛生管理課長 米につきまして0.01ppmという基準がつけられております。これを精米して検査した結果、0.01ppm以上であれば食品衛生法違反と言えると思いますが、これが0.01ppm未満であれば、食品衛生法違反とは言えないということでございます。

○宮本福祉保健部長 もとの米が0.05ppmで、これは食品衛生法の基準値の5倍ということですから。第1のルートはその米がそのまま流れていっているんですが、第2ルートは、製粉しまして、この際に100%事故米でつくれば、濃度は0.05ppmのまま変わらんのですけれども、ほかの米とまぜて米粉にした状態だったものですから、熊本のほうで検査しても0.01ppm以下だったということでもあります。

○高橋委員 所管外になるかもしれませんが、この人たちが使ったらくがん粉の値段というのは——なぜこんなことを聞くかといいますと、事故米は相当安いんですね。キロ10円するとかしないということを新聞で見たものですから、この人たちは、入ったときに、これはおかしいぞというふうに思ってもおかしくないとは思ったんです。このらくがん粉にしても、熊本から都城に入った。都城の製粉業者は安くで売っているような気がしたものですから、普通のらくがん粉の相場とどのくらいの開きがあるのかと思って聞いてみたんです。

○川畑衛生管理課長 この第1ルートにつきましては、トン当たり140円で仕入れて300円で販

売しているということでございます。らくがん粉につきまして、具体的な値段は聞いておりませんが、一般のお菓子屋さんが使っておられるわけで、当然国産品であろうということ使われておりますから、ある一定の国産の米粉、従来仕入れていた米粉とほとんどその差はなかったろうと私は思っております。この三笠フーズが最初買ったときは、数円から、最低は3円と聞いています。それが100倍以上にペーパー会社を通じて上がって行って、いつの間にか食用に転換された。そういった業者を経る中で価格が上がってきているということですから、末端のほうはそんなに安い形で買われたとは思っていないところです。

○高橋委員 宮崎のらくがん粉を仕入れていらっしゃるところは、通常のらくがん粉と変わらない値段で買われたということですね。本当に諸悪の根源は三笠さんということよくわかりました。

○緒嶋委員 宮崎県独自でメタミドホスをチェックするチャンスというのはなかったんですか、流れの中で。県が知って、検査するというそのタイミングはなかったんですか。

○川畑衛生管理課長 これはもともとの発端が福岡でございました。福岡、熊本の米穀販売から来ているんですが、熊本県のほうがこの米を検査するという情報を得ていましたので、県としては直接、早期の段階ではしていません。ただ、第1のルートでまだ残っていた米があったんです。これについては、本当に汚染した米かどうかということで一部独自に検査しています。

○緒嶋委員 その結果はどうだったんですか。

○川畑衛生管理課長 その結果はマイナスでございます。余っていたのは汚染米ではなくて後

から納入された正常の米だったと。そういうことです。

**○緒嶋委員** それはそれでいいですが、こういうような疑いがある場合は県独自でチェックする。それが県民に対する食の安心・安全にもつながっているから、その監視体制は強化していくにやいかんと思います。

**○川畑衛生管理課長** 中国製ギョウザの場合は、衛生環境研究所に持ち込んで、メタミドホスとかジクロロボスとか検査をしております。今回の件につきましては、先ほど言いましたとおり、熊本県が検査しているので実施しなかったということでございます。

**○西村委員** この件について、熊本県としては、対策本部挙げて一生懸命やっているという報道も聞いたんですけども、今の話でいけば熊本から流通しているものですから、宮崎県よりも熊本県のほうが重点的にやられるのはいいと思うんですが、先ほどもあったように、小売のお菓子屋さんのダメージというのは非常に聞こえるものもあって、逆に該当していなかったお菓子屋さんにも波及しているということも聞きます。私もこの前の一般質問で、安全宣言なり安全のPRなりを知事をお願いしたところですが、どの部署から安全宣言みたいなのをやるのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○宮本福祉保健部長** 先ほど衛生管理課長も申し上げましたが、一応県内には、県内で製造された危険な、事故米を使った商品というのはもうないということがはっきりしましたので、9月22日に、農政水産部、商工観光労働部、それと私どもの三者で、共同で記者発表をいたしました。いわゆる安全宣言といいますか、大丈夫ですよということでマスコミの方々に書いていただこうと思っていたわけですが、余り大きく

取り扱ってもらえなかったものですので、本会議でも西村議員がお尋ねになる予定だったので、これはいいチャンスだと思っていたら、時間がなくて……。そういうことで、県としては、安全ですよというのは機会あるごとに知事も言っているんですけども、最初の発表の仕方が、どの業者が幾ら使ってと細かく発表してくれればよかったんでしょうけれども、全員がその商品は全部使っているようなイメージで受け取られるような発表だったものですから、ちょっと困ったなということで、我々は、同意書もなくて発表しないでくださいというのを言ったわけですけども、農水省としては情報公開というのを盾にされたところでありまして。風評でお菓子屋さんあたりが確かに売り上げが落ちているのかもしれませんが、県としては、今は安全ですよということをアピールしていくしかないかなと思っております。

**○西村委員** そういうことで、情報発信力のある知事にも機会があれば再度お願いしたいと思いますし、農水省のほうも、今も三笠フーズを中心に立入調査など検証されていると思います。それ以外の会社も幾つか出ておるところですが、それも含めて、今、国の情報を仕入れて県に入るまでのタイムラグはどのぐらいあるのでしょうか。

**○宮本福祉保健部長** それは直接調べたわけではありませんが、三笠フーズに関しては、従来から内部通報みたいなものが何回もあったようです。8月の中旬ぐらいいったということで、農政事務所といいますか、農政局が本格的に調査に入った。それが我々に伝わったのは9月の4日ですから、間に途中で調査をやっていますので、それである程度確認できてから地方に情報を流したんだろうと思うんですけど

も、やはり20日前後かかっているんじゃないか  
と思います。

○川畑衛生管理課長 今、部長が申し上げまし  
たとおり、8月22日、27日の時点で元従業員の  
方から情報があったと。それを踏まえて農政事  
務所と管轄の衛生部署が動いたんですが、この  
時点では宮崎県の業者は入っていませんでし  
た。9月4日の時点で調査したところ、初めて  
熊本県の業者が、実は宮崎県の都城の業者に流  
したというのがわかったのが9月4日の午後で  
す。それから衛生管理課としては動いたという  
ことでございます。

○西村委員 ありがとうございます。このこと  
も踏まえて、国との緊密な連絡とスピードア  
ップを新たにお願いをしていただきたいと思います。

○権藤委員長 委員の皆さんに御相談しま  
すが、あと若干残っている部分がありますので…  
…。あと、ほかの方はないですか。

○前屋敷委員 2点ほどお聞きしたいことがあ  
ります。厚労省が子供たちの無保険の状態を調  
べるということで、都道府県を通じて資格証明  
証を発行した世帯と、その世帯にいる乳幼児、  
小学生、中学生の人数を把握するということが  
行われております。9月15日現在で調べるとい  
うことになって、今月末が締め切りだと思うん  
ですけど、そういう状態を把握されているか  
というのをお聞きしたいと思います。

○江口国保・援護課長 保険証の問題でござ  
いますが、そういう調査をされているというの  
はお伺いしておりますけれども、今の段階では  
まだその結果については情報が入っておりませ  
ん。

○前屋敷委員 では、まとめ次第といいま  
すか、調べられた時点で御報告をいただきた  
いと

思います。

もう一点は、認知症に関する点で、これも厚  
労省が、認知症サポーターの1万人養成という  
キャンペーンを張られて、各市町村あたりにこ  
の養成講座ですね、地域で認知症の方々をサ  
ポートしようという取り組みがなされているとい  
うふうに伺っているんですけども、県内での  
取り組み状況などがわかっていらしたら教えて  
いただきたいんです。

○大重長寿介護課長 19年度からの事業で、モ  
デル事業という形で、都城市、宮崎市でサポー  
ター養成事業を既に取り組んでおります。19年  
度、20年度、2カ年、これは国の10分の10の事  
業を受けてということでございます。そのほか  
には今のところ町村ということではございませ  
ん。今その2市が取り組んでおるということ  
で、支援をしていきたいと思っております。

○前屋敷委員 都城と宮崎市でこの事業に取り  
組んでいると。中身については御存じでは  
ないですね、取り組み状況は。

○大重長寿介護課長 認知症の方については  
徘徊という大きな問題がございます。それをサ  
ポートする。それから、持ってみなければわか  
らないというような認知症の家族の悩みもあ  
ります。そういう方が集まっていたいて、お互  
いの悩みあるいは相談を受けるといったよう  
な事業、ほかにもいろんな取り組みをやって  
おります。GPSを使った測定といひますか、  
徘徊をしているときにその器具を貸し出す  
とか、そういった事業も中に含まれて  
おります。

○前屋敷委員 90分の講座を受けたらだ  
れでもサポーターになれるという仕組み  
だそうなんです。非常によく取り組みだ  
なと私は思ったものですから、広くこの  
事業が市町村で取り組まれて、認知症  
の方々を地域でサポートすることが

できたらいいなというふうに思ったものですから、今の取り組み状況などをお伺いしたところ  
です。

**○丸山委員** こども家庭課にお伺いしたいんですけど、このDV基本法ですが、20年度で完了するわけですが、どういう成果があったのかというのが1つと、新しい基本法ではどういう理念に基づいて新たな追加点をやりようと思っているのか。もう一つが、本県の実態を踏まえた計画をするということですが、基本理念にも関係するんですが、本県の実態というのはどういうことがあるから、どうしたいというふうに、情報も踏まえて考えているのかをお伺いしたいと思います。

**○舟田こども家庭課長** まず、どういう成果があったかということですが、DVの被害者の方からのいろんなお声をお聞きしますと、まずは精神的な暴力といいますか、暴力の範囲というのが非常に広いといったことで、まず、未然防止に力を入れてほしいというようなお声もあります。そして、加害者としてはそれが暴力だと思わずにやっちゃっているというようなことがありまして、これまでの成果といたしましては、啓発活動に、これは以前の地域生活部、今、県民政策部にあります生活共同男女参画課等と連携をしながら、啓発活動に重点を置いてきたということですが、そうしたことから、平成17年度に、何らかの暴力を受けた経験という調査を、これも生活共同男女参画課のほうでやっておりますが、女性につきましては約4割、男性につきましては約3割、これは平成12年度の、5年前の調査と比べまして、いずれも数値的には減ってきております。これも啓発の成果があったものというふうに考えております。

今後どういう内容で計画を策定し、取り組んでいくのかということですが、現在、基本理念とか基本的視点——基本的視点といたしましては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるといったことで、こういった基本視点を踏まえながら、基本的理念といたしましては、一人一人の人権が尊重されることによりDVが根絶され、だれもが安心して暮らせる社会という理念のもとに、5つの基本目標と10の重点目標を現在の計画では立てております。この5つの基本目標といたしまして、未然防止をまず図るということが1つ、それから、相談があった場合には、相談体制の整備を図りながら十分お話を聞いていく。3番目といたしまして、保護体制を整備していく。4番目といたしまして、被害者の方の将来的な自立支援を図っていく。その過程の中で、5番目といたしまして、関係機関との連携を図っていくという観点から、基本目標につきましては網羅されているものと考えておりますので、具体的な取り組みの中で、今後、関係機関と県民の方の御意見を聞きながらその施策を膨らませていきたい。具体的には、若年者の啓発により今後とも力を入れていきたいというふうに考えております。

最後に、本県の実情を踏まえた取り組みということですが、これは先ほども申し上げましたように、何らかの暴力を受けた経験があると答えた方々が、平成12年度の調査と比べて女性も男性も減ってきているんですが、これは全国と比べまして、全国が平成17年で33.2%、これは女性でございます。本県が40.5%ということで、やはり高い。それから、男性につきましては、全国が5.7%ということで、それに比べまして、本県の男性は30.5

%。これは身体的な暴力といいますよりも、男性の場合、女性もそうなんですけど、大声を上げてどなられるとか、無視されるとか、そういった言葉による精神的な暴力を受けた方が多いといったようなこともございますので、まだまだ全国よりも暴力を受けた経験が多い。それから、本県の市町村につきましては、DVの保護を図っていく上での体制整備がまだ十分でないということから、まずは相談体制機能の充実を図っていきたい。これは相談員のスキルアップ等も含めて、そういったことを県としては支援していきたいというふうに考えております。済みません、長くなりましたけれども、以上でございます。

**○丸山委員** DVというのは、先ほど言いましたように、人権侵害だということを基本にしっかりと取り組んでいただいて、DVゼロというのが基本理念であろうと思いますので、それに向かって着実に向かっていただければありがたいと思います。

**○榎藤委員長** ほかがございませんか。

時間がオーバーしている中で恐縮なんですけど、11ページの食品衛生法上の考え方というところですけども、私どもは、事故米の定義として、テレビ等では、のりですか、食用に使ってはいかんということぐらいしか情報がないんです。食品衛生法上は、仮に事故米を使っても、0.05ppm以上メタミドホスがなければ回収はしなくていい。今回の場合は0.01ppm以下という認定をされた。しかし、自主回収を指導した。こういうことでよろしいですか。

**○川畑衛生管理課長** 本来、こういったのりに使うべき事故米につきましては、絶対に食用に供してはならないものだとは私は思っています。それが不正に流された。ただ、その汚染米が

そういったルートを通じてたまたまお菓子屋さんのほうに来たということになります。それが0.05ppmから、さらに熊本の場合は0.01ppm以下で、一応汚染米は入っていたんですが、基準は下回っていたということです。それと別個に考えまして、食品衛生法で判断しますと、基準は0.01ppmというのがございますので、0.01ppm以下であれば、食品衛生法違反にはならないということでございます。ただし、そういった汚染米は絶対使うべきものじゃないと思っております。

**○榎藤委員長** この資料からは、本県はどっちでもいいよという感じでやったという感じがありますし、下のほうで、一生食べ続けても大したことはありませんみたいな説明があるので、農水省と厚労省の認識が、本来でいけば厚労省のほうで厳しい解釈をといるそこら辺を含めて、1項目目については、先ほどの説明を加えた形で記述を工夫したものをもう一回配付し直していただく。事故米の食用使用ということは厳に慎むべきであるからこうしたと、そういう県の姿勢みたいなのを入れて、もう一度各委員に配付を願うことが私はいいんじゃないかと。これをずっと見ていくと、大丈夫ですよ。農水省が発表したりしていろいろ問題もあるんですが、そういう気がするものですから、一回この部分をもう少し工夫していただいて配付をいただくといいのかなと。これがもしどこか流れていったときに、やっぱり県もきちっと実態把握もしたし、ここはこういう厳しい指導をしているんですよというものが伝わってくるような表現を工夫していただくことがよろしいのかなという気がするものですから、一言申し上げたところです。これは要望ということで答弁はよろしいです。

時間が大変過ぎて、労基法上も問題があるかもしれませんが、申しわけありませんが、あと1～2分で、あればまた長くなるかもしれませんが、それでは、次に請願の審査に移らせていただきます。請願第5号について執行部からの御説明はございますか。

○江口国保・援護課長 特にございません。

○権藤委員長 それでは、委員の皆さんからの質疑はございませんか。よろしいですか。

それから、一部出ましたが、その他の質疑、質問はございませんか。よろしいですね。

それでは、執行部におかれましては、時間が大変超過いたしました。以上をもちまして福祉保健部を終了いたします。執行部の皆さん方には大変御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後0時22分休憩

---

午後2時3分再開

○権藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うということになっておりますので、あすの午後2時といたしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんか。

ないようでしたら、以上で終了いたします。

午後2時3分散会

平成20年9月30日（火曜日）

---

午後2時14分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	権藤梅義
副委員	長	山下博三
委員		緒嶋雅晃
委員		徳重忠夫
委員		丸山裕次郎
委員		横田照夫
委員		高橋透
委員		西村賢
委員		前屋敷恵美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

議事課主幹	壺岐哲也
総務課主任主事	児玉直樹

---

○権藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、継続審査となりました議案第14号以外の議案につきまして採決を行いたいと思いますが、議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第5号、第8号、第10号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第5号、第8号、第10号については、

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。請願第5号の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 休憩いたします。

午後2時15分休憩

---

午後2時18分再開

○権藤委員長 委員会を再開いたします。

請願第5号について継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○権藤委員長 挙手多数。よって、請願第5号については継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 御異議がないようですので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等がありましたら、お出しをいただきたいと思います。

○緒嶋委員 食品衛生法の条例には賛成でありますけれども、今度の三笠フーズの事故等を思うと、監視とか検査体制がやはり不備であった。こういうのが流通しなければ何も問題はなかったわけです。そういう意味では、これの充実・強化について、委員会として強く要望を

国、県にやっておいたほうがいいんじゃないか。条例を改正したからうまくいくというものではないと思います。表現は委員長、副委員長に一任しますけれども、その辺は委員会としても明確に入れておいた方がいいのではないかと思います。

○権藤委員長 ほかの委員の皆さんも御異議ないと思いますが、よろしいですね。ほかにはございませんか。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を付しまして正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 ありがとうございます。では、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 20 分休憩

---

午後 2 時 21 分再開

○権藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

11月4日火曜日の閉会中の委員会の開会につきましては、開会するという事で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○権藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか何かございませんか。

ないようでございますので、以上で本日の委員会を終了いたします。委員の皆様には大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 2 時 21 分閉会